第2章 6者会談の停滞と第2期ブッシュ政権 一普遍的原則の地域的代替—

倉田秀也

1. 問題の所在――核拡散問題の局地・地域的取決め

2002年10月、ケリー(James A. Kelly)アジア・太平洋担当国務次官補がブッシュ(George W. Bush)大統領の特使として訪朝した際、北朝鮮が認めたという高濃縮ウラン(Highly Enriched Uranium:HEU)計画は、平和利用を含む核再処理とウラン濃縮を禁じた「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」(1991年12月31日仮署名、1992年2月19日発効、以下、「南北非核化共同宣言」と略記)に違反するばかりか、米朝「枠組み合意」にも明確に違反する。HEU計画の発覚がその後、米朝「枠組み合意」に波及していったのは自然であった。北朝鮮は当初、核問題を解決する新たな取決めとして米朝不可侵条約の締結を提案したが、米朝「枠組み合意」によって組織され、代替エネルギーとしての重油提供と軽水炉支援の任務を担った朝鮮半島エネルギー開発機構(The Korean Energy Development Organization:KEDO)が重油提供を停止することを決定すると、米朝「枠組み合意」によって凍結されていた核施設の再稼動と中断されていた核施設の建設の再開を宣言し、2003年1月10日にNPT(Nuclear Non-proliferation Treaty: NPT)からの脱退を表明したのである。

ところが、北朝鮮の事例を含め、NPTと国際原子力機関(International Atomic Energy Agency: IAEA)からなる国際核不拡散レジームに挑戦すること自体が大量破壊兵器(Weapons of Mass Destruction: WMD)製造の動機になっているわけではない。クリントン(William J. Clinton)政権末期、北朝鮮政策調整官の任にあったペリー(William J. Perry)元国防長官がいうように、WMD製造の動機は通例局地的なものであり、それゆえ拡散防止にも局地的あるいは地域的な努力が伴わなければならない(注1)。今日の北朝鮮の核問題も、2003年4月の米朝中3者協議(2003年8月27日~29日、於北京)を経て、8月末には第1回6者会談(2003年8月27日~29日、於北京)が実現したように、多国間協議で解決が試みられている。本稿はこれらの取り組みに配慮しつつ、朝

鮮半島「非核化」概念から考えてみたい。とりわけ、米国は北朝鮮が米朝「枠組み合意」に違反して核開発を進めていたことから、KEDOによる軽水炉支援を中止し、北朝鮮からNPTに謳われる核エネルギーの平和利用に関する「奪い得ない権利」(第4条第1項)を認めない方針を下している。米国は「完全で検証可能かつ不可逆的な核放棄(Complete, Verifiable, and Irreversible Dismantlement)」という原則を掲げ、それは第2回6者会談(2004年2月25日~29日、於北京)以降、その頭文字をとるCVIDとして定着した。CVIDとは、北朝鮮についてのみ適用される新たな「非核化」の原則といってよい(注2)。

しかし他方、米国もまた、北朝鮮の核開発の動機がその安保上の懸念に 根ざしていることを知悉していなかったわけではない。第1回6者会談で 米国側首席代表を務めたケリーは北朝鮮の核開発計画の全面的放棄を前提 として、「脅威を与えず、侵略・攻撃する意図もなく、体制転換を要求し ない」(注3)という「三つのノー」に言及していた。また、ブッシュもその 年の10月、第15回アジア太平洋経済協力首脳会議 (Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC、於バンコク)で、北朝鮮に対する暫定的 「安全の保証」を多国間文書とする用意を示したのに対して(注4)、北朝鮮 もこれを考慮するとし(注5)、それまでの米朝不可侵条約の主張を控えてい る。北朝鮮はNPTからの脱退を宣言・表明するに際して——1993年3月 12日と2003年1月10日の双方の政府声明において――米国の対北朝鮮政策 がNPTの規範である「消極的安全保障(Negative Security Assurance: NSA) に背反していることをその理由に挙げていた(注6)。北朝鮮がNPT から脱退している状態で、暫定的「安全の保証」とはNSAにいかに関連 するのか。また、米国がCVIDの下に、北朝鮮に核エネルギーの平和利用 に関する普遍的な権限を認めない方針を下したことは上述の通りであるが、 北朝鮮にのみ適用されるCVIDの原則と暫定的「安全の保証」とはいかに 関連するのか。6者会談は第3回会談(2004年6月23日~26日、於北京) 以降、中断状態にあるが、以上の問題意識に従って、6 者会談という多国 間協議の属性を改めて検証してみたい。

2. 地域的集団安保協議としての6者会談——二つの「ジレンマ」の内包 (1)核開発への時間的猶予の懸念

本来、IAEAは憲章12条C項に従って、保障措置協定に違反行為があったとき、それを国連安保理と総会に報告する権限をもつ。その場合、国連安保理常任理事国とNPTの核兵器国が同一であることからいえば、国連安保理常任理事国は核不拡散の立場から一致した政治的判断を下すことが期待される。実際、「第1次核危機」の際、国連安保理はIAEAの報告に従い、北朝鮮にIAEAとの協議を奨励する議長声明(注7)を発表したのに続き、NPT脱退宣言の再考を促すなどの内容の決議(注8)を採択した。今回も、IAEA理事会は2003年2月12日の決議で、それ以前に採択された二つの決議文を再確認し(注9)、それを国連安保理に報告した。

しかしながら、それを受け国連安保理が非公式会合をもったことはあっ ても、公式の審議を行うことはなかった。そこには、今次の核問題の構造 的な特徴が作用している。「第1次核危機」がIAEAによる特別査察の要 求に北朝鮮が抵抗してNPT脱退宣言を発表したことに端を発していたの に対し、今次の核問題は米国が独自に入手した情報をもとに、北朝鮮に HEU計画を認めることを迫ったことが直接の契機となっている。たしか に、米国は北朝鮮の保障措置協定違反を追及するIAEAの立場を共有して いる。しかし、HEU計画に関して独自の情報を入手していた米国がこの 問題を国連安保理で審議しようとすれば、関連する情報を開示しなければ ならない。そうなれば、北朝鮮は遠心分離機、あるいは施設そのものを隠 蔽するかもしれない。そのような情報の性格上、北朝鮮の保障措置協定違 反に対応する上で、米国が他の国連安保理常任理事国と比べて圧倒的な発 言力をもち、国連安保理での審議に慎重な姿勢をとったのは当然であった。 このような背景で、米国は「先制行動」をイラクで実践したのとは対照 的に、北朝鮮の核問題については平和的解決の必要性を強調し多国間協議 を提案した。これが国連安保理での審議を当面避けつつ、北朝鮮に核開発 計画の放棄を促す「苦肉の策」であったことはいうまでもない。すでに NPTからの脱退を表明した北朝鮮に対し、国連安保理でその核問題を審 議すれば、経済制裁から軍事制裁を求める議論にも発展しかねなかった。 当時、イラク戦争を控えていた米国は、北東アジアで新たな軍事的緊張に 直面することは避けられなければならなかった。もちろん、米国は多国間

協議を提唱することで、国連安保理での審議の可能性を排除したわけではなかった。この構想が中国、ロシアという安保理常任理事国を含んでいたことを考えるとき、米国は北朝鮮が核開発にさらに固執すれば、国連安保理で審議するという可能性を示し、それが多国間圧力として北朝鮮に作用することを意図していた。米国の多国間協議構想は、国連安保理との連動性を保ちつつも、その前段階で核問題の地域的な解決を試みる集団安保協議とも捉えてもよい。

しかし他方、北朝鮮にとって多国間協議は、「先制行動論」が実践され たイラクとの差別化を図る上で有効な枠組みとなった。イラク開戦に至る 国連安保理審議が示しているように、中国とロシアが「先制行動論」に否 定的である以上、両国を含む多国間協議は米国の「先制行動」を牽制でき る枠組みとなるからである(注10)。これは北朝鮮にとっては、6者会談が 崩壊しない限り、核問題の国連安保理付託を免れることを意味する。その 間、北朝鮮の核開発計画に歯止めをかけなければ、6者会談は北朝鮮に核 開発の時間的猶予を与える枠組みに堕すことになる。ここに6者会談の第 1のジレンマがある。実際、米朝中3者会談の時点で、北朝鮮の李根外務 省米州局副局長は、米国代表のケリーに対し核保有を非公式に告げたほか、 約8000本の使用済み燃料棒の再処理をほとんど終了したと述べ、それを 「物理的に立証する」か「移転する」のは米国次第であると伝えたとい う(注11)。北朝鮮は一連の6者会談でも、核開発の進展を誇示しつつ、「凍 |結対補償||という原則を掲げ、米国からの譲歩を得ようとした。これも6 者会談が開かれている間は、核問題が国連安保理で審議されることはない との判断があったからであろう(注12)。

(2) 国連安保理機能不全の可能性

6者会談が内包するジレンマはこれだけではない。6者会談は地域的集団安保協議でありながら、それが決裂して核問題が国連安保理に付託されたとしても、それが解決の有効策になる保証はない。そもそも、北朝鮮のNPT脱退表明の直後、北東アジアでの新たな軍事的緊張を恐れたのはイラク戦争を控えていた米国だけではなかった。中国もまた、核問題が国連安保理に審議されることに北朝鮮が対抗策をとることを恐れ、多国間協議を提案していた。事実、すでに2003年3月初旬、中国が北朝鮮に派遣した特使を通じて米朝中3者会談を提案し、これに対し北朝鮮も中国を通じて、

多国間協議を原則的に受諾する意思を日米両国に伝えていたことがほぼ明らかとなっている(注13)。そうだとすれば、その年の4月、北朝鮮外務省代弁人が「対話の形式には拘らない」(注14)として、多国間協議に柔軟な対応をした背景には、国連安保理での審議を回避し、地域レヴェルでの解決を試みた中国の暗躍が作用している。

さらに、米朝中3者会談の後の7月12日から15日にかけて、戴秉国中国外交部副部長(筆頭)が訪朝した。これについて外交部発言人は「有意義であった」(注15)と述べるにとどめたが、戴秉国は金正日との会談で胡錦濤国家主席の書簡を手渡し、多国間協議の必要性を力説しつつ、中国は北朝鮮が核開発を放棄するなら、ブッシュ政権に対して不可侵の確約を与えるよう説得する用意があることを明らかにしたという(注16)。戴秉国はその直後訪米し、チェイニー(Dick Cheney)副大統領、パウエル(Colin L. Powell)国務長官、ライス(Condoleezza Rice)大統領安全保障担当補佐官と会談をもち、ブッシュに宛てた胡錦濤の親書を手渡したが(注17)、そこでも戴秉国は北朝鮮の核開発計画の放棄に対して何らかの不可侵の確約を与えるよう求めたと考えられる。これら一連の過程で米中両国は当面、北朝鮮の核問題を国連安保理で審議することを避けることについては共通の利害をもち、それが第1回6者会談に道を開いたのである。

ここで中国が米国に多国間協議の必要性を訴える際、北朝鮮の核開発計画の放棄に対して何らかの不可侵の確約を与えることを求めていたことは改めて強調されるべきである。これは、中国が北朝鮮の非核化の必要を米国と共有しながらも、北朝鮮の核開発の動機として、米国による安保上の懸念があることに一定の理解をもっていることを示している。したがって、中国の認識において、6者会談で北朝鮮に対して核開発の放棄を求めるのは当然としても、米国もまた、北朝鮮の安保上の懸念に配慮する措置をとらなければならない。上述の米朝中3者会談から第1回6者会談が開催されるまでの時期、北朝鮮は核問題の解決との関連で米朝不可侵条約を提案していたため、中国が米国に求めたのも不可侵の確約であったが、冒頭に触れたように、第1回6者会談でケリーが「脅威を与えず、侵略・攻撃する意図もなく、体制転換を要求しない」という「三つのノー」に言及した後、ブッシュも北朝鮮に対する暫定的「安全の保証」を多国間文書とする用意を示した。

したがって、中国は米国が「三つのノー」を確約せず、「安全の保証」 を多国間文書とすることに消極的なまま、北朝鮮に核開発計画の放棄を求 めることを望んではいない。また、これら北朝鮮の安保上の懸念に配慮し ないまま、6 者会談が決裂することには強く反対するであろう。確かに、 上述の通り、6者会談が国連安保理との連動性を保ちつつ、その前段階で 核問題の地域的な解決を試みる集団安保協議であるとすれば、6者会談に はそれが決裂した場合に、核問題を国連安保理に付託する力学が内蔵され ている。しかし、北朝鮮の安保上の懸念に配慮しないまま6者会談が決裂 した場合、米国が核問題を国連安保理に付託しても、それに中国が同調す るとは考えにくい。これは程度の差こそあれ、ロシアについても同様にい えることであろう。当初、米国は核問題をめぐる多国間協議に国連安保理 常任理事国である中国とロシアを入れることで、北朝鮮が核開発に固執す れば、国連安保理で審議するという可能性を示そうとしたが、米国の当初 の意図が、6者会談に作用しているとはいい難い。米国が6者会談を決裂 させ、核問題を国連安保理に付託しようとしても、中国とロシアが同調し なければ、6者会談と国連安保理の双方が機能不全に陥ることにもなりか ねない。ここに6者会談の第2のジレンマがある。

これまでのところ、北朝鮮は二つのジレンマを巧みに逆利用している。 北朝鮮はこれまで「凍結対補償」の原則を示す一方、HEU計画を否認することで全面的な核開発計画の放棄を拒み続けた。その間、6者会談は北朝鮮の核開発に有効な歯止めをかけていない。しかも、北朝鮮は米国に「対朝鮮敵視政策」の放棄を訴えつつ、それに米国が応じていないことで一方的に核開発計画を放棄することを拒絶している。これは、6者会談が決裂して米国が核問題を国連安保理に付託したとしても、米国が北朝鮮に安保上の懸念に配慮していない以上、中国が米国に同調することはないという判断に基づいている。かくして、6者会談は過去3回開かれた上、1年近く再開されていないにもかかわらず、米国は北朝鮮の核開発を阻止するための有効な対策をとれず、その間北朝鮮の核開発だけが、時間の経過とともに進行するという結果をもたらしたのである。

3. 多国間「安全の保証」とCVID――第2期ブッシュ政権と「三つのノー」 (1) 多国間「安全の保証」の包括性

ブッシュ政権は核問題の解決のため、北朝鮮の安保上の懸念に配慮する 措置は不可欠であることを知悉していた。ただし、ブッシュ政権は、北朝 鮮がすでにNPTから脱退している以上、クリントン政権が米朝共同声明 (1993年6月11日)以来、米朝「枠組み合意」に至る一連の合意文書に盛 り込んだように、NSAを米朝二国間関係に読み替えることには消極的で あった。それに代わって、ケリーが述べた「脅威を与えず、侵略・攻撃す る意図もなく、体制転換を要求しない」という「三つのノー」は、国連憲 章と重複しているとはいえ、核兵器に限定されない確約である。ブッシュ がいう暫定的「安全の保証」も同様に、核に限定されるNSAとは異なり、 通常兵力を含むより包括的な確約となる。しかも、それが多国間文書とな れば、その拘束力もNSAを上回ることになる。もとより、北朝鮮が保有 した核兵器だけではなくすべての核開発計画を放棄すれば、将来的に NPTに復帰することでNSAの確約を受けることもありえようが、北朝鮮 はNPT復帰以前にNSAよりも広範かつ拘束力の強い確約を6者会談で受 けることになる。すなわち、北朝鮮が全面的核放棄を確約すれば、6者会 談で北朝鮮に提供される暫定的「安全の保証」は、NSAというNPTの規 範以上の確約を地域的に読み替える代替措置となる。暫定的「安全の保 証」は、北朝鮮の核開発計画の放棄に合わせてより公式の確約ともなりえ る。

このことは、北朝鮮へのエネルギー支援についても同様である。本来、米朝「枠組み合意」の副産物として生まれたKEDOは、北朝鮮がNPTに残留する限り、そこに謳われる核エネルギーの平和利用に関する「奪い得ない権利」だけではなく、平和利用に必要な設備、資材、情報交換に関する権利(第4条2項)を有するとの前提で、軽水炉を提供することがその任務の一つとなっていた。ところが、北朝鮮が米朝「枠組み合意」から離脱した上、NPTからも脱退を表明したことで、KEDOが活動を継続する前提は崩壊した。2003年11月、KEDOが軽水炉事業の1年間の停止を決定したとき、エレリ(Adam Ereli)国務省副報道官が「軽水炉に未来はない」(注18)と発言したように、米国は北朝鮮が不拡散義務に違反したため、核エネルギーの平和利用に関する普遍的権利、ひいては、平和利用に

必要な設備・資材・情報の交換に関する権利も認めないとの立場をとった。 米国が主張するCVIDは、米国の北朝鮮に対する強い不信感を反映すると 同時に、北朝鮮の不拡散義務違反に対する懲罰的な性格をもつ原則といっ てよい。

しかし、ケリーが上院外交委員会で行った証言(2004年7月15日)によ れば、第3回6者会談で韓国、日本らが北朝鮮の「非核化」に合わせてエ ネルギー支援を申し出た上、米国も北朝鮮が「永続的で完全かつ透明な方 法ですべての核計画を放棄し、実効性のある検証を受けること」を含め、 「全般的なアプローチ」で合意が達成されば、米国を除く参加国は北朝鮮 に重油を提供するとの案を提示したという(注19)。結局、そこでも北朝鮮 がHEU計画を認めなかったため、米国の案は実現しなかったが、北朝鮮 がHEU計画を認めた上で、全面的な核開発計画について検証措置を伴う 凍結に合意すれば――米国が加わるかはともかく――KEDOを構成した 日本、韓国に中国、ロシアが加わる形で、北朝鮮へのエネルギー支援を協 議することになる。そこでは、北朝鮮が少なくとも当面、CVIDの原則を 受け入れる形で、NPTに謳われた核エネルギーの平和利用に関する普遍 的権利を留保する代わりに、北朝鮮にエネルギーを提供する側もそれを非 核手段に限定することになる。かくして、北朝鮮は核エネルギー平和利用 の普遍的権利を留保しながらも、その権利に付随する利益と実質上同等以 上の利益を享受することになる。これもまた、NPTの普遍的権利を地域 的措置に読み替えることを意味する。もとより、これは将来、北朝鮮の全 面的な核開発計画が検証されたならば、北朝鮮がNPTに復帰し、核エネ ルギーの平和利用の普遍的権利を享受することを妨げるものではない。こ れはブッシュのいう暫定的「安全の保証」が北朝鮮の核開発計画の放棄に 合わせてより公式の確約ともなることと同様の力学に基づいている。

(2)「三つのノー」からの逸脱

北朝鮮は、第3回6者会談以降、6者会談への参加を拒絶していたが、それは北朝鮮が「安全の保証」を必要としなかったからでもなく、集団的なエネルギー支援を必要としなかったからでもない。もちろん、第3回6者会談以降、ブッシュが再選をかけた大統領選挙の日程が近づくことで北朝鮮が民主党政権の誕生に期待し、第4回6者会談を拒絶する「時間稼ぎ」に転じたことも確かであろう。しかし、「安全の保証」以前に北朝鮮

が強調したのは、第3回6者会談の議長声明に言及された「言葉対言葉」・「行動対行動」という原則であった(注20)。しかも、ケリーは第3回6者会談で、「初期準備期間」として3カ月を設定し、その間に北朝鮮がすべての核活動を網羅する完全なリストを提出することなど、北朝鮮にHEU計画を含む核開発計画を完全に放棄する「戦略的決定」を下すことを求めていた。これに対して北朝鮮は、「言葉対言葉」・「行動対行動」を「6者会談の基礎」と位置づけ、ブッシュ政権に「対朝鮮敵視政策」の放棄を訴えた。とりわけ、米議会が大統領選挙直前に「北朝鮮人権法」を成立させたことからいっても、北朝鮮が「言葉対言葉」の原則で強調したのは、ケリーが第1回6者会談で述べた「三つのノー」の中でも「体制転換を要求しない」にならざるをえなかった。

北朝鮮の期待を裏切る形でブッシュが再選されると、北朝鮮は外務省代 弁人の朝鮮中央通信社記者への回答(2004年12月4日)を通じて、第2期 ブッシュ政権の政策立案を見守るとして、第4回6者会談の開催の正式延 期を発表した(注21)。これ以降、北朝鮮は第4回6者会談の開催の条件と して、第3回6者会談の議長声明に謳われた「言葉対言葉」の原則を持ち 出し、米国が北朝鮮に対して「体制転換」の意図をもたないことを公言す ることを求めた。例えば、北朝鮮外務省代弁人談話(2005年1月8日)は、 「(米国は)今からでも一方的に破棄した(6者)会談の基礎を復旧し、 『制度転覆』を目標とする敵視政策を実践の行動で放棄し、われわれと共 存する方向に進むべきである」(注22)(括弧内は引用者)と述べていた。 さらにその直後、ウェルダン(Curt Weldon)下院軍事委員会副委員長を 団長とする米議会代表団が訪朝し、金永南最高人民会議常任委員長、金桂 冠外務省副相らと会見を行った。「朝鮮中央通信」(2005年1月14日)によ れば、米議会代表団が「米国はわが国を敵視していない、侵略する意思も なく、制度を転覆しようとしないとの立場」を明らかにしたのに対して、 北朝鮮側は「米議会議員らの発言が第2期ブッシュ政権の政策に盛り込ま れるのなら、6者会談の再開と核問題はもちろんのこと、朝米間のすべて の懸案の究極的な解決に臨むことになるであろう」(注23)と報じたのであ る

 年1月20日)、さらにライス国務長官の議会人事公聴会(2005 年2月2日)での発言は、北朝鮮に「体制転換を要求しない」に言及しなかった点で、北朝鮮の期待を裏切るものであったに違いない。とりわけ、ライスは「圧制の拠点(outposts of tyranny)」として北朝鮮を含む6カ国を挙げていた(注24)。ブッシュもまた、就任演説で北朝鮮には直接言及しなかったものの、世界の「圧制」の終結と自由と民主主義の拡大をその長期的外交目標として掲げた(注25)。さらに、ブッシュは一般教書演説で、「北朝鮮に核放棄を説得するためにアジア諸国の政府と緊密に提携している」(注26)と述べ、6者会談を重視する姿勢をみせながらも、「三つのノー」のいずれにも触れることはなかったのである。

4. 北朝鮮の「核保有宣言」――対米「条件闘争」

北朝鮮が「核保有」を公式に明らかにした外務省声明(2005年2月10 日)(注27)は、上の一連の演説を通じて、第2期ブッシュ政権の対外政策 の輪郭が明らかになったのを受けて発表された。事実、この声明は「第2 期ブッシュ政権は(中略)大統領就任演説と一般教書演説、国務長官の上 院での人事承認公聴会での発言などを通じて、われわれとは絶対に共存し ないことを政策化した」とした上で、「これ以上6者会談に参加できなく なった」と述べていた。もとより上述の通り、米朝中3者会談で李根が核 の保有を示唆して以来、北朝鮮は様々な非公式の場で核兵器の保有に言及 してきた。したがって、「核保有宣言」によって北朝鮮の核開発が一挙に 進展したわけではなく、むしろ、それは北朝鮮が核開発の現状を追認した ものに近い。そうだとすれば、「核保有宣言」の意図は6者会談で対米交 渉を有利に展開するため、危機を造成することにあり、この宣言で北朝鮮 が6者会談の枠組みを否定したとは考えにくい。実際、この宣言は、「わ れわれは6者会談を望んだが、会談参加の名分が整って会談の結果を期待 できる十分な条件と雰囲気がもたらされたと認められるときまで、やむを 得ず6者会談への参加を無期限に中断する」と述べながらも、その枠組み 自体を否定したわけではなかった。「核保有宣言」は、北朝鮮が第3回6 者会談で米国から迫られた「戦略的決定」を回避しつつ、逆に米国に6者 |会談再開のための「条件闘争||を挑むという性格が強い。その「条件」の うち、北朝鮮が最も強調したのが「体制転換を要求しない」という米国の

確約であったのはいうまでもない。

事実、新華社によれば、その後訪朝した王家瑞中国共産党対外連絡部長 に対して、金正日は「これまで6者会談に反対したことはなく、ましてや 6 者会談から離脱しない。今後の一時期、各国の共通の努力を通じて第4 回6者会談の条件が整えば、朝鮮側はいつでも交渉に戻ることを望んでい る」(注28)と発言したという。「核保有宣言」と合わせて考えると、この金 正日の発言は、これまで北朝鮮が6者会談を温存することで核開発を着実 に進めることができたことを示すだけではなく、引き続き6者会談を温存 することで核問題が国連安保理に付託されるのを避けようとする意図を示 している。しかも、これが中国共産党対外連絡部長に向けての発言であっ たことを考えるとき、金正日は中国に対して北朝鮮が対話路線を維持して いることを示そうとしたのかもしれない。これによって中国が交渉による 問題解決の可能性を見出せば、たとえ米国が核問題を国連安保理に付託し ても、中国がそれに同調するとは考えにくいからである。そうだとすれば、 「核保有宣言」と金正日の発言もまた、上に示した6者会談の二つのジレ ンマを巧みに逆利用したものといえるであろう。北朝鮮は核開発計画を誇 示することで、6者会談再開の条件として米国から「体制転換を要求しな い」という確約を得ようとしたのである。

もっとも、米国がそれを確約する保証はなく、確約したとしても北朝鮮に対する「戦略的決定」の要求を取り下げるとは限らない。その状態で北朝鮮が第4回6者会談に参加することは、核問題が国連安保理に付託される口実を米国に提供するに等しい。北朝鮮にとっては、その状態が続く限り、6者会談を中断しておく方がよい。「核保有宣言」にも言及された6者会談への参加を「無期限に中断する」の「無期限」とはこの意味であろう。したがって、第4回6者会談が開かれ、北朝鮮がそれに参加するという保証があるわけではない。王家瑞に対する金正日の発言について「朝鮮中央通信」(2005年2月22日)が、新華社の報道の「6者会談から離脱しない」の部分を削除して報道したのも(注29)、このような北朝鮮の判断を示唆している。

そこで危惧されるべきは、過去3回の6者会談が北朝鮮の核開発計画に 歯止めをかけられなかった以上、6者会談の中断は北朝鮮の核開発計画に 時間的猶予を与えることになり、それはひいては、北朝鮮が対米交渉上、 有利な条件を得るということである。その後まもなく発表された「朝鮮民主主義人民共和国外務省備忘録」(2005年3月2日)には、「われわれの正当な要求にもかかわらず、ブッシュ政権がいかなる誠意を示さずに、『6者会談再開』だの、何だのと対話云々で時間稼ぎをしようともわれわれに不利なことはない」(注30)と述べられたが、これはさらに核開発を進めることを示唆すると同時に、米国に6者会談への対応の変化を促す外交的恫喝であろう。

しかしそれ以降、米国の対応が変わったとは言いがたい。ライス国務長官は日本訪問の際に行った上智大学での演説で、北朝鮮について「誰も主権国家であることは否定できない」としつつ、核放棄を前提として多国間の「安全の保証」を与える用意を表明したが、「侵略・攻撃する意図はない」とまでは言明したものの、「体制転換を要求しない」に触れることはなかった。また、ライスはこの演説で、核問題と日本人拉致問題に加え「北朝鮮の人々の窮状と政権の本質」を挙げ、これらの問題に「米国と他の民主主義国は黙っていない」(注31)と述べたのである。

5. 結語--6者会談の「劣化」の可能性

6者会談は、①北朝鮮の核開発に歯止めをかけなければ、むしろ北朝鮮の核開発に時間的猶予を与えることになる、②地域的集団安保協議でありながら、それが奏功せず核問題が国連安保理に付託されたとしても、中国とロシアがそれに同調するとは限らないという二つのジレンマの上に成り立っていた。北朝鮮がこのジレンマを巧みに逆利用し、核兵器保有を既成事実化しようとしている。最近も北朝鮮は外務省代弁人を通じて、再稼動した寧辺の5MW実験用原子炉の運転を中止し、そこから再び8000本の使用済み燃料棒を取り出す作業を完了したと発表した(注32)。しかもこのとき、外務省代弁人は、米朝「枠組み合意」によって建設が中止されていた50MW(寧辺)と200MW(泰川)の原子炉の建設再開にも触れていた。これら二つの原子炉が完成された上で稼動し、それが5MWの実験用原子炉と同様に、それらから使用済み燃料棒が取り出され再処理されたならば、北朝鮮が手に入れるプルトニウムの単位は、将来的には一挙に現在の10倍、40倍に達することになる。もとより、外務省代弁人は再び取り出した約8000本の使用済み燃料棒について再処理したとは言及していない。また、

北朝鮮が50MWと200MWの原子炉の建設に着手したとしても、完成までには相当の時間を要し、そこから取り出される使用済み燃料棒を再処理するには、大規模な再処理施設が必要とされる。

しかし、核兵器保有が既成事実化されるに従って、北朝鮮の完全核放棄のハードルは高くなることは明らかである。事実、北朝鮮は外務省代弁人談話を通じて、「もはや6者会談を『凍結対補償』のような取引の問題を論じる時期は過ぎ去った」とした上で、「われわれが堂々たる核兵器保有国になったいま、6者会談は当然、参加国が平等な姿勢で問題を解決する軍縮会談にならなければならない」(注33)と述べていた。中国を含めこの提案を他の6者会談参加国が受け入れることはないが、北朝鮮の核兵器保有が既成事実化されるにもかかわらず、あくまでも速やかな完全核放棄を北朝鮮に求めるのならハードルの高さに比例してリスクも高くなる。そうなれば、6者会談は直ちに完全核放棄を求めるよりは、国連安保理への付託を避けつつ、危機を招来しないための多国間協議に「劣化」しかねない。このような状況で、6者会談が多国間協議としてのモメンタムを回復するのは容易ではないが、北朝鮮の「核保有宣言」が対米「条件闘争」の一

るのは容易ではないが、北朝鮮の「核保有宣言」が対米「条件闘争」の一形態であり、「体制転換を求めない」ことへの確約を求めている以上、第4回6者会談の成否の相当部分は米国に依存していることは確かであろう。また、北朝鮮の核兵器が蓄積されれば、HEU計画による核開発の比重は低下するであろう。北朝鮮がHEU計画を平和利用のための低濃縮ウラン計画(Low Enriched Uranium: LEU)として、その存在を認める可能性もないわけではない。そうなれば、北朝鮮が全面的核放棄を宣言し、米国が北朝鮮に「体制転換を要求しない」という確約を行うという形で、「言葉対言葉」という原則が部分的に成立するかもしれない。

しかし、北朝鮮がHEU計画をLEU計画として認めたとしても、米国がCVIDの原則を掲げる以上、その放棄を求める姿勢に変わりはない。実際、今回のNPT再検討会議でラドメーカー(Stephen G. Rademaker)軍備管理担当国務次官補は、NPTの拡散防止義務を満たさない非核兵器国は、核エネルギーの平和利用の利益を享受すべきでないと主張した(注34)。これに対して北朝鮮はNPTにも謳われる普遍的権利が認められない以上、それを相殺しうる新たな「補償」を求めてくるかもしれない。北朝鮮は当初ブッシュが主張する暫定的「安全の保証」を考慮するといいながら、

「一つの公約にすぎない」と批判していた(注35)。北朝鮮は核エネルギーの平和利用の権利を留保する代わりに、より包括的な取り決めを求めてくるであろう。そのとき、ブッシュのいう「安全の保証」は再検討を強いられ、新たな地域的措置を案出する必要性に迫られることになる。

一 注 一

- "Standing at the Brink in North Korea: The Counterproliferation Imperative," Ashton B. Carter and William J. Perry, Preventive Defense: A New Security Strategy for America, (Washington, D. C.: Brookings Institution Press, 1999), p. 139.
- 2. この間の経緯については、倉田秀也「北朝鮮の米朝『枠組み合意』離脱と『非核化』概念――新たな核開発問題と地域的解決の模索」、黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』、信山社、2004年を参照されたい。
- 3. 「六方会談中国代表団長王毅挙行中外記者招待会」<http://www.fmprc.gov.en/chn/zxxx/t25501.htm>.
- 4. "Powell Says Bush Committed to Multilateral Diplomacy on North Korea: Interview with John King of CNN, October 19" http://www.state.gov/topical/pol/terror/texts/03101902.htm.
- 5. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『民主朝鮮』2003年10 月26日。
- 6. この詳細については、倉田秀也「単極構造と北朝鮮――『不拡散』と『対拡散』の地域的交錯」『国際安全保障』第31巻第1-2合併号(2003年9月)、および倉田秀也「北朝鮮の『核問題』と盧武鉉政権――先制行動論・体制保障・多国間協議」『国際問題』第518号(2003年5月)、15~17頁を参照されたい。
- 7. S/25562, 8 April 1993.
- 8. S/825, 11 May 1993.
- 9. GOV/2003/14, 12 February 2003.
- 10. 倉田、前掲論文「単極構造と北朝鮮」、57頁。
- 11. その後、「朝鮮中央通信」が論評で「爆弾発言」との語に触れた。こ

れについては、「『体制保障』『代価提供』は政治的無知のき弁(朝鮮中央通信論評 2003. 4. 29)」『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』(2003年4月)13頁参照。なお、パウエルも上院歳出委員会での発言でそれを裏づける発言を行ったという。See, Paul Kerr, "North Korea Ups the Ante in Nuclear Standoff," *Arms Control Today*, vol. 33, no. 5 (June 2003).

- 12. 「凍結対補償」の原則については、さしあたり、倉田秀也「6者会合はなぜ進まないのか――『凍結と補償』をめぐる米朝の確執」『外交フォーラム』2005年2月を参照されたい。
- 13. このとき派遣された特使は、銭其琛元副総理(外交部長)であったといわれる。これについては、宗海仁「胡錦濤致函金正日打開六方会談大門」『信報』2003年8月28日。および、倉田、前掲論文「北朝鮮の米朝『枠組み合意』離脱と『非核化』概念」、141~142頁を参照されたい。
- 14. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『民主朝鮮』2003年4月13日。
- 15. 「金正日会見中国政府特使」『人民日報』2003年7月15日。
- 16. 宗海仁、前掲「胡錦濤致函金正日打開六方会談大門」を参照。
- 17. 「中国特使訪問美国」『人民日報』2003年7月20日。
- 18. "Daily Press Briefing, Adam Ereli Deputy Spokesman, Washington D.C., November 20, 2003" http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2003/26502.htm.
- 19. "Dealing with North Korea's Nuclear Programs: James A. Kelly, Assistant Secretary for East Asian and Pacific Affairs, Statement to the Senate Foreign Relations Committee, Washington, DC, July 15, 2004" http://www.state.gov/p/eap/rls/rm/2004/34395.htm.
- 20. Chairman's Statement of the Third Round of the Six-Party Talks, June 26, 2004.
- 21. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『労働新聞』2004年12月5日。
- 22. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『労働新聞』2005年1月9日。

- 23. 「米議員代表団訪朝、核問題、6者会談で意見交換(1.11~1.14)」 『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2005年1月、15~16頁。
- 24. "Opening Remarks by Secretary of State-Designate Dr. Condoleezza Rice: Secretary Condoleezza Rice, Senate Foreign Relations Committee, Washington, DC, January 18, 2005" http://www.state.gov/secretary/rm/2005/40991.htm.
- 25. "President Sworn-In to Second Term: For Immediate Release, Office of the Press Secretary, January 20, 2005" http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/01/20050120-1.htm.
- 26. "State of the Union Address: Chamber of the U.S. House of Representatives, The United States Capitol, Washington, D.C., February 2, 2005" http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/02/20050202-11.htm.
- 27. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『労働新聞』2005年2月11日。以下、この声明文からの引用は、この文献による。
- 28. 「接胡錦濤口信金正日:如具条件愿回談判桌」http://www.xinhuanet.com/world/2005-02/22/content 2602029.htm>.
- 29. 「金正日総書記、中国共産党対外連絡部長と会見(2.21)」『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2005年2月、12~13頁。
- 30. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省備忘録」『労働新聞』2005年3月3日。
- 31. "Remarks at Sophia University: Secretary Condoleezza Rice, To-kyo, Japan, March 19, 2005" http://www.state.gov/secretary/rm/2005/43655.htm.
- 32. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『民主朝鮮』2005年 5 月12日。
- 33. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『労働新聞』2005年4月1日。
- 34. "U.S. Statement at the 2005 Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference: Stephen G. Rademaker, Assistant Secretary of State for Arms Control, Remarks at the United Nations, New York City, May 2, 2005" http://www.state.gov/t/ac/rls/rm/45518.htm.

35. 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『労働新聞』2003年12月10日。